

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年7月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000832号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100038号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成22年12月1日から同年11月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成22年11月1日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年11月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における平成25年2月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年2月から平成26年8月までの標準報酬月額については26万円から28万円、平成26年9月から平成28年5月までの標準報酬月額については26万円から30万円、平成28年6月から同年8月までの標準報酬月額については、26万円から34万円、平成28年9月の標準報酬月額については26万円から32万円、平成28年10月から平成29年8月までの標準報酬月額については、26万円から41万円とする。

平成25年2月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年2月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者のA社における平成25年2月1日から平成26年9月1日までの期間及び平成27年9月1日から平成28年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年2月から平成26年3月までの標準報酬月額については30万円、同年4月から同年8月までの期間及び平成27年9月から平成28年5月までの期間に係る標準報酬月額については34万円とする。

平成25年2月から平成26年8月まで及び平成27年9月から平成28年5月までの訂正後の標準報酬月額(上記2の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 22 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 平成 25 年 2 月 1 日から平成 29 年 9 月 1 日まで

A 社に係る資格取得年月日が平成 22 年 12 月 1 日と記録されているが、請求期間①に係る同年 11 月分の厚生年金保険料が控除されている。また、請求期間②に係る標準報酬月額が、給与の支給額に比べて低額である。給与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与明細書及び源泉徴収票（以下「給与明細書等」という。）並びに年金事務所から提出された A 社の請求者に係る賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は請求期間①において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 22 年 11 月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、給与明細書等及び賃金台帳により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額より、平成 25 年 2 月から平成 28 年 5 月までは、低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、同年 6 月から平成 29 年 8 月までは、高い又は同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるところ、厚生年金保険料額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等及び賃金台帳に

より確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成 25 年 2 月から平成 26 年 8 月までは 28 万円、平成 26 年 9 月から平成 28 年 5 月までは 30 万円、平成 28 年 6 月から同年 8 月までは 34 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月から平成 29 年 8 月までは 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 25 年 2 月から平成 29 年 8 月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、給与明細書等及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等及び賃金台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 25 年 2 月から平成 29 年 8 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間②のうち、平成 25 年 2 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間について、給与明細書等及び賃金台帳により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額及び上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成 25 年 2 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書等及び賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から、平成 25 年 2 月から平成 26 年 3 月までは 30 万円、同年 4 月から同年 8 月までの期間及び平成 27 年 9 月から平成 28 年 5 月までの期間は 34 万円とすることが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記 2 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000836号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100039号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年2月29日から同年3月1日まで

A社に勤務し平成4年2月29日(うるう年)に退職した。平成4年3月に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年2月29日となっている。給与明細書等を提出するので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成4年分給与所得の源泉徴収票及び同年3月給与明細書から、請求者は同年2月分として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

しかしながら、A社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっているところ、同社の元事業主は、請求者の退職日は最終勤務日の平成4年2月28日(金)である旨回答している上、雇用保険の加入記録によると、請求者の同社における離職年月日は同年2月28日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合していることから、請求者の請求期間に係る勤務について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社において厚生年金保険被保険者資格を土曜日に喪失している者が多数確認できる上、請求者同様、月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚5人も、請求者と同様に雇用保険の離職年月日と厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は符合している。

さらに、請求期間にA社に厚生年金保険被保険者記録があり連絡先が確認できる45人に照会したところ、21人から請求者を知っている旨の回答が得られたものの、請求者の退職日について具体的な回答を得ることはできなかった。

加えて、B市からの回答により、請求者は平成4年2月29日から国民健康保険に加入して

いたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。